

## 就学援助制度のお知らせ

奄美市では、お子さんを奄美市立の小・中学校へ就学させるのに経済的な理由でお困りの保護者に対して、課税状況等をもとに審査を行い、認定された場合には「学用品費」や「学校給食費」などの費用を援助しています。

- ・ 全ての児童生徒について申請の意思を確認いたします。
- ・ 「就学援助申請意思確認書兼申請書」を期限内に学校へ必ずご提出ください。
- ・ 児童生徒一人につき一枚提出が必要です。市内の小・中学校に兄弟姉妹が在学している場合であってもそれぞれ提出してください。

### ○ 認定基準について

制度の対象となるのは、奄美市内に住所を有し、奄美市立の小・中学校に在学している児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方になります。

- ① 世帯全員の本年度の市町村民税所得割が非課税となる場合  
※ 世帯の状況等をふまえ、児童生徒の保護者のみではなく、生計を共にする世帯員全員について審査いたします。
- ② 前年度または本年度に生活保護を廃止または停止された場合
- ③ 前年度または本年度に台風その他災害の被害を受けて市民税が減免された場合
- ④ 前年度または本年度に保護者等の死亡・長期入院等により収入が著しく減少した場合
- ⑤ 児童扶養手当を受給している場合
- ⑥ その他教育委員会が特別な理由による申請を認めた場合  
(詳細は教育委員会へお問い合わせください。)

○ 援助の内容（※ 費目や援助額は年度によって追加・変更になることがあります。）

新入学学用品費	新入学学用品の購入にかかる経費の一部を援助	定額
学用品費等	学用品の購入等にかかる経費の一部を援助	定額
学校給食費	給食費の75%相当額を援助	実費
修学旅行費	経費の総額から「高度へき地修学旅行費」によって援助された分を差し引いた額を支給	実費
体育実技用具費	柔道等の授業で必要となる用具の購入にかかる経費の一部を援助 ※ 対象は中学校1年生のみ	定額
オンライン学習通信費	端末を活用した家庭でのオンライン学習にかかる通信費の一部を援助	定額
医療費	むし歯や結膜炎といった学校病の治療費を援助	医療券を発行

（※）学用品費等…学用品費，通学用品費，校外活動費の3つの費目を合わせたもの。

○ 新入学児童生徒学用品費について

中学校1年生には小学校6年生時の3月に、小学校1年生には入学前の3月に支給しています。なお、小学校入学前の支給については、別途申請が必要となりますのでご注意ください。提出していただく申請書の様式は、入学通知書とあわせて入学予定者全員に郵送いたします。

また、入学前に受給していない1年生（当初認定者のみ）については、1学期末に他の費目と合わせて支給いたします。

○ 申請等について

「新入学児童生徒学用品費」の小学校入学前支給以外の申請については、在学する学校において4月に申請書を配布します。学校が示す提出期限までに記入した申請書を提出してください。

また、申請理由によっては必要な添付書類があります。添付する書類については、申請書をご確認ください。

就学援助の認定審査は奄美市教育委員会において行い、審査結果通知書を6月下旬に学校を通じて配付いたします。

なお、認定された際の就学援助の支給は、各学期末（年3回）に行います。

**問い合わせ先**

名瀬地区 ⇒ 奄美市教育委員会学校教育課 TEL：0997-52-1128（直通）

住用地区 ⇒ 住用支所地域教育課 TEL：0997-69-2111（内線2503）

笠利地区 ⇒ 笠利支所地域教育課 TEL：0997-63-1111（内線3022）